

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

養父市

### 2 構造改革特別区域の名称

養父市法人農地取得特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

養父市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置・気候

養父市は、兵庫県北部の但馬地域の中央に位置し、平成16年4月1日に旧養父郡4町（八鹿町、養父町、大屋町、関宮町）が合併して誕生した。

面積は422.91km<sup>2</sup>と広大で、兵庫県の5.0%、但馬地域の19.8%を占めている。

市内には、円山川（一級河川）が南北に流れ、その支流の八木川に沿って八鹿・関宮地域、大屋川に沿って養父・大屋地域が位置している。また、本市は兵庫県の最高峰である氷ノ山をはじめ、鉢伏高原、若杉高原など自然環境に恵まれた地域である。1年を通して寒暖の差が大きい、日本海側気候となっている。

#### (2) 人口

人口は、令和2年国勢調査によると22,129人で、世帯数は8,388世帯となっており、経年的にみると、人口は昭和60年の約33,600人をピークに減少傾向にある。一方、世帯数は昭和62年の明延鉦山閉山などの影響を受け、平成2年では大きく減少したものの一時は回復し、その後平成12年をピークに減少している。同様に、1世帯当たり人員についても減少傾向にある。

#### (3) 産業

令和2年の就業人口は10,551人で、減少傾向にある。

産業分類別就業人口は、第3次産業が6,866人、続いて第2次産業が2,673人、第1次産業が849人の順となっている。構成比の変化を見ると、平成12年に比べて第1次産業が8.5%と減少傾向にある一方、第3次産業は65.1%と増加傾向にある。このことから、本市の地域産業はサービス業等を中心とした第3次産業と製造業等の第2次産業により支えられる傾向がうかがえる。

#### (4) 地域づくり

令和3年度に策定した「養父市まちづくり計画」では、2050年の養父市のあるべき姿を

「居空間（いくうかん）」という造語を用いて表している。今の子どもたちが、将来まちづくりのバトンを握る30年先にも「住み続けたい」と思うことができるよう、「物質的・経済的な豊かさ」だけでなく、これまで培ってきた文化、芸術、産業を活かして多様なつながりや新しい価値を生み出し、「快適」で心地良い空間を創出することで「心の豊かさ」を享受できる社会を実現し、つないでいくことにより、持続可能な養父市の実現を目指している。

また、地域の活力の維持のため、関係人口を一步前進させて、地域活動にも参画する人々を指す「つながり人口」を拡大させ、養父市の実人口との共同により魅力的なまちづくりを展開し、移住定住の可能性を高めていく。

#### （5）農業

本市は平成26年5月に、国家戦略特別区域法（以下「特区法」という。）に基づく中山間農業改革の国家戦略特区の指定を受け、「農業法人経営多角化等促進事業」、「法人農地取得事業」などの特例を活用し、多様な担い手の一つとして多くの企業の農業参入を実現した。6次産業化の推進による地域経済の活性化と多様な農業の担い手の確保に取り組んでいる。

また、農産物のブランド化にも力を入れており、都市部の生協と連携している「おおや高原のほうれん草」をはじめ、「轟大根」、「蛇紋岩米」、「朝倉さんしょ」、「八鹿浅黄」などがある。

畜産業では、「八鹿豚」や日本を代表するブランド牛「但馬牛」の生産地であり、近年は若い担い手を中心に増頭とブランド確立に取り組むとともに、ふん尿を原料とした堆肥の利用促進により有機の里づくりを推進している。

#### （6）地域特性

当市のA分類（1号）遊休農地（B）は、表1のとおり全国及び兵庫県に比べ、耕地面積（A）に占める割合が高く、荒廃農地調査及び利用状況調査においても、A分類（1号）遊休農地、B分類及び非農地判断をした農地の合計面積は、表2のとおり毎年微増している状況である。

また、農業経営体に占める認定農業者の割合は、表3のとおり全国及び兵庫県と比較して低く、基幹的農業従事者の平均年齢も、表4のとおり全国および兵庫県と比較して高い。

農業後継者の確保状況については、表5のとおり全国及び兵庫県に比べて低く、また、表6のとおり本市が独自に行ったアンケート調査においても「1. 後継者と一緒に住んでいると回答した8%」と「3. 現在は一緒に住んでいないが、将来は戻る予定であると回答した7%」を合計し、15%しか無い状況であり、後継者不足は明らかな結果となっている。

以上のことから、農業の担い手が著しく不足しており、遊休農地の面積も今後著しく増加するおそれがある。

<表1：耕地面積に占めるA分類（1号）遊休農地の割合 全国および兵庫県との比較>

（参照：令和3年遊休農地に関する措置の状況に関する調査、令和3年耕地面積及び耕地の拡張・かい廃面積調査（農林水産省））

	全国	兵庫県	養父市
耕地面積（A）	4,349,000ha	72,800ha	1,490ha
A分類（1号）遊休農地（B）	90,839ha	977ha	60ha
割合（B/A×100）	2.08%	1.34%	4.02%

<表2：遊休農地の推移 令和元年度～4年度>

（参照：荒廃農地調査および利用状況調査（農林水産省））

【単位：ha】

	R 1	R 2	R 3	R 4
A 1（緑区分）	—	—	30.72	21.49
A 2（黄色区分）	—	—	29.33	21.62
A（合計）	32.07	31.51	60.05	43.11
B（再生困難）	186.65	190.47	26.00	26.72
非農地判断（単年）	1.25	1.09	152.94	16.51
非農地判断（過年）		1.25	2.34	155.28
総計	219.97	224.32	241.33	241.62

（従来の判定区分）

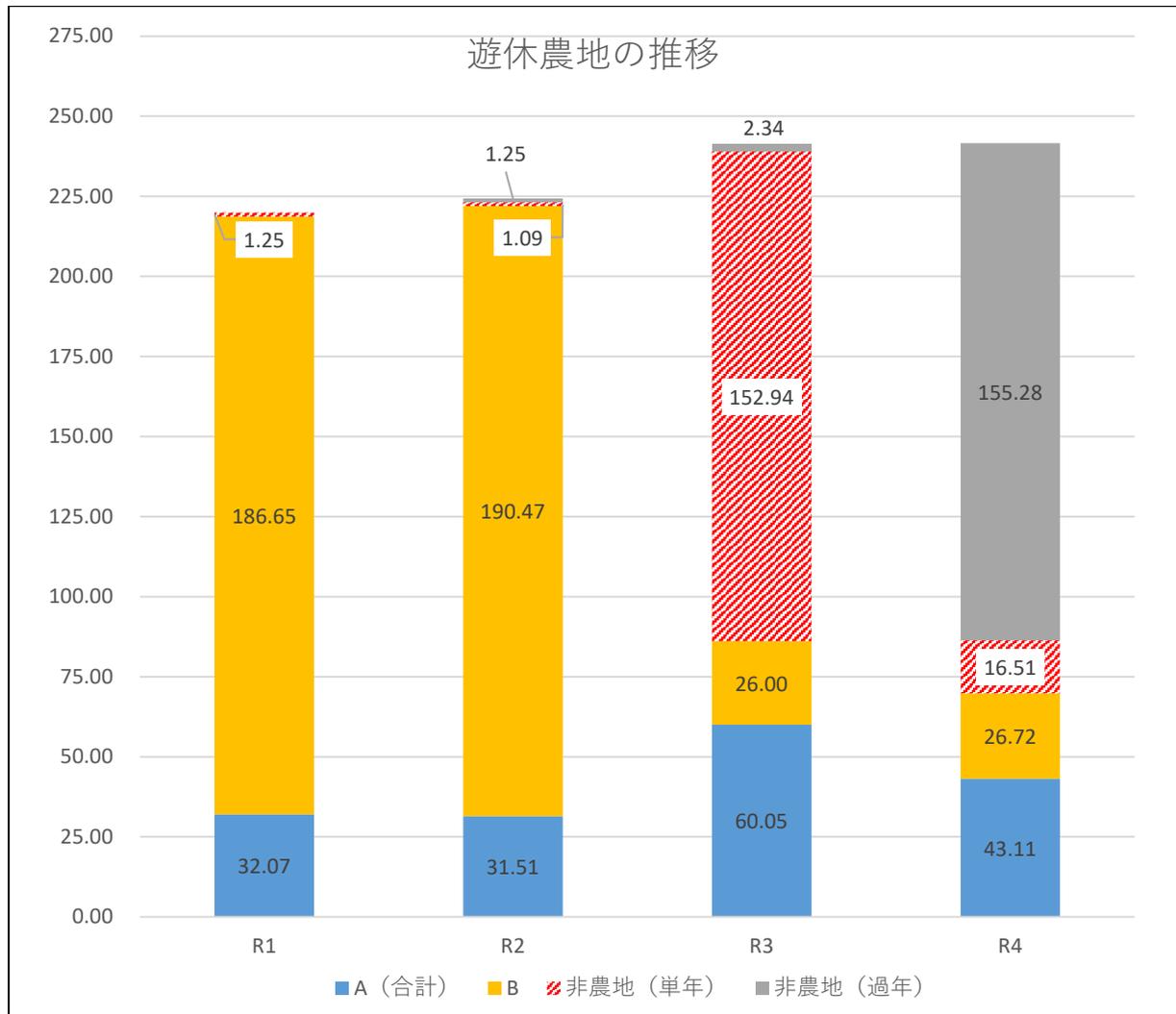
A分類	根・整地・区画整理・客土等により再生可能な農地
B分類	森林の様相を呈している等、農地として再生不可能な農地

（R 3からの判定区分）

A 1（緑区分）	人力等により草刈等を行うことで直ちに耕作可能となる農地
A 2（黄区分）	重機と人力の併用や基盤整備の実施等があれば耕作可能な農地
B（再生困難）	林野化している等、農地への復元が困難なもの

非農地判断：森林の様相を呈している等、農地として再生不可能な農地としてB分類と判定された農地については、所有者等へ非農地通知書を発出し、農地台帳から削除する。

【図1】



<表3：令和2年認定農業者の割合（農業経営体に占める割合、全国及び兵庫県との比較）>

（参照：2020年農林業センサス及び農業経営改善計画の営農類型別等の認定状況（農林水産省））

	全国	兵庫県	養父市
農業経営体（A）	1,075,705経営体	38,302経営体	800経営体
認定農業者数（B）	227,433経営体	2,469経営体	49経営体
割合（B/A×100）	21.14%	6.44%	6.12%

<表4：基幹的農業従事者（※）の平均年齢推移 全国および兵庫県との比較>

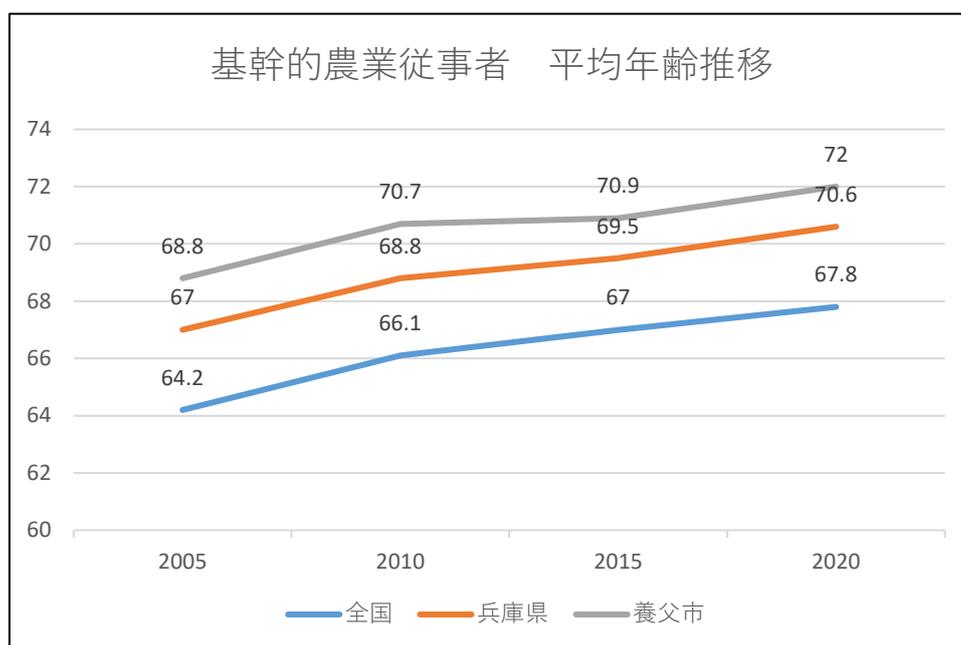
（参照：2005. 2010. 2015. 2020年農林業センサス（農林水産省））

【単位：歳】

基幹的農業従事者平均年齢	全国	兵庫県	養父市
2005年	64.2	67.0	68.8
2010年	66.1	68.8	70.7
2015年	67.0	69.5	70.9
2020年	67.8	70.6	72.0

※：基幹的農業従事者とは、普段仕事として主に自営農業に従事しているもの

【図2】



<表5：農業後継者（5年以内）の確保の見込 全国および兵庫県との比較>

（参照：2020年農林業センサス（農林水産省））

	全国	兵庫県	養父市
経営体数（A）	1,075,705経営体	38,305経営体	800経営体
後継者確保（B）（※）	262,278経営体	10,540経営体	191経営体
割合（B/A×100）	24.38%	27.51%	23.87%

※：5年以内に農業を引き継ぐ後継者を確保している経営体

<表6：養父市 農家へのアンケート調査結果>

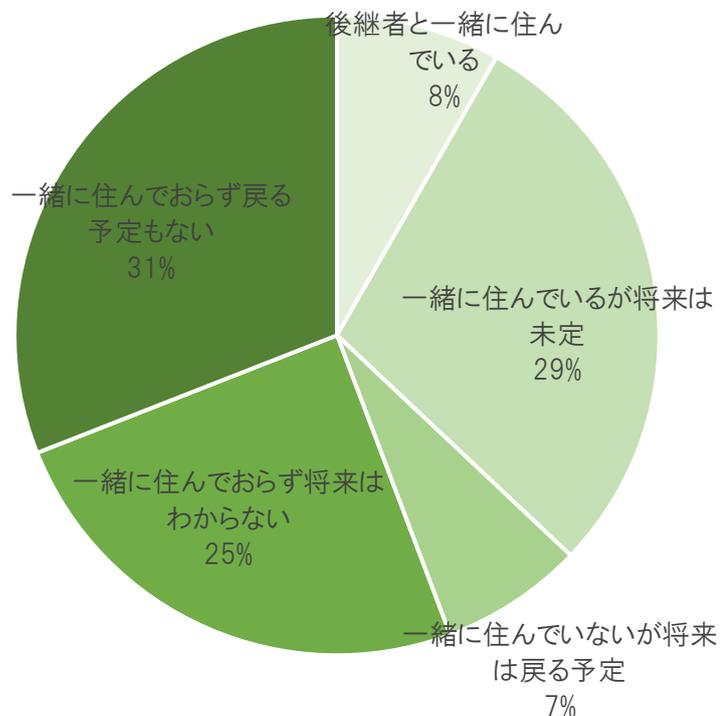
（参照：令和元年神戸大学との共同研究事業農家アンケート調査（養父市））

（対象：市内3,200世帯、回答数：1,220世帯）

設問：あなたの家には農業の後継者がおられますか。あてはまるもの1つに○を付けてください。

問	割合
1. 後継者と一緒に住んでいる	8%
2. 一緒に住んでいるが、将来はどうなるか未定である	29%
3. 現在は一緒に住んでいないが、将来は戻る予定である	7%
4. 一緒に住んでいないし、将来、戻るかどうか分からない	25%
5. 一緒に住んでいないし、将来、戻る予定もない。または、後継者はいない	31%
計	100%

【図3】



#### (7) 規制の特例措置を講じる必要性

(6) で詳述したとおり、2020年農林業センサスにおける基幹的農業従事者の平均年齢は全国平均と比較しても高く、なおかつ農業後継者の不足は明らかな状況である。また、遊休農地も毎年増加していることから、今後も、土地所有者側の世代交代や現在の担い手の離農などの理由等から遊休農地は多くなると推察される。このようなことから、従前の制度では守れない農地の面積が著しく増加するおそれがある。

このような課題の解決には、規制の特例措置を活用して企業の農業参入を促進し、多様な担い手の確保や地域と連携した農地の流動化の促進等を図る必要がある。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本市では特区法に基づく指定地域において「法人農地取得事業」の取組を進めてきた。これまで7社が農地を取得し、それぞれ地域農業の重要な担い手として活躍しており、耕作放棄地の増大、高齢化等に伴う担い手の減少など地域課題の解決に一定の効果を上げている。また、地域との信頼関係を築くことで「農地を手放したい」意向を持つ地権者から次々に相談を受けていることを鑑みても、今後の地域農業において大きな期待を背負った重要な取組といえる。そのため、本計画が実施されることにより、本市において企業の農業参入がさらに促進され、多様な担い手の確保、地域と連携した農地の流動化の促進による耕作放棄地の解消等の問題に大きな効果をもたらすことが期待される。

また、本計画は全ての人の生活の根幹を成す「食」と「農」に対する中山間地域からの積極的なチャレンジでもある。条件不利地である中山間地域での農業・農村の有する多面的機能の維持に資する取組として、行政、市民、企業が一体となり「めぐみ」を守る取組を進めることが、本市にとって必要である。

以上のことから、企業の創意工夫により持続可能な農業が見いだされ、地域と協働してその実現に向けた取組を進めるとともに、地域の多様な農業の担い手が、効率的・先進的な生産や、農業者自らも農畜産物の利用拡大を目的とした6次産業化に積極的に取り組むことで、農地の効率的利用やスマート農業の推進、生産の拡大が図られ、中山間地域における産業の競争力の強化及び経済活動拠点の形成に相当程度寄与すると考えられ、本計画の意義は極めて大きい。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

当該特例措置を活用することで、事業活動に係る拠点を市内に構え、地域において農業の重要な担い手となる企業の参入を促すことができる。参入企業は地域との協力関係の構築が不可欠であり、地域に認められる企業として、農家から託された農地を永続的に使用し、長期的・安定期に地域に根差した事業展開を図ることが期待される。

こうした参入企業の取組は、市内外の農業者への刺激となり、それぞれが協力・補完し合う関係性の中で様々な担い手が農業に関わることで、生活の根幹である「食」、それを生み出す「農」に対する意識が変容し、政府が目標とする持続可能な農業の実現に向けた取組の推進にも寄与すると期待できる。

本計画は、これらの取組により中山間地域における農地の効率的利用や革新的農業の推進、生産拡大のモデルとなることを目指すことにより、地域経済の活性化、耕作放棄地の解消、多様な担い手の創出等の課題を解決することを目標とする。

また、本市がこれまで取り組んできた特区法に基づく法人農地取得事業では、延べ雇用数、遊休農地・耕作放棄地の解消面積などの増加といった成果を上げてきている。本計画においても引き続き、地域と連携・協働した営農活動等を実施することで前述項目等の効果の発現を目指したい。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

当該特例措置の活用予定事業者は取得予定農地で野菜を生産し、運営している旅館やキャンプ場で提供するとともに、当該農地での収穫体験の提供などを予定している。都市部ではなかなか体験できない農作物の収穫体験をサービスの一環と提供することや生産者の顔が見える形で農産物を提供することで、旅館およびキャンプ場利用者の増加やリピート率の増加が見込まれている。利用者の増加に伴い、養父市に来られる人も増え、経済的社会的効果が生み出される。

また、当該事業者は市営の農産物直売所の指定管理者であり、取得予定農地で生産した野菜の販売を予定している。旅館およびキャンプ場利用者に対して宣伝をすることで、当該農産物直売所の売上額増加が見込まれ、農産物直売に出荷する地域の農業者にとっても農業所得の増加が見込まれている。

### 【旅館およびキャンプ場利用者数】の目標

	令和4年度（現状）	令和6年度（農地取得後）	令和10年度
利用者数	9,600名	13,500名	19,500名

### 【農産物直売所（ベジフルやぶ）売上額】の目標

	令和4年度（現状）	令和6年度（農地取得後）	令和10年度
売上額	23,000,000円	30,000,000円	42,000,000円

## 8 特定事業の名称

1014 特定法人による農地取得事業（構造改革特別区域法第24条）

## 【別紙】

### 1. 特定事業の名称

1014 特定法人による農地取得事業（構造改革特別区域法第24条）

### 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社fatマネジメント

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4. 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者

#### (2) 事業が行われる所在地、面積

所在地：養父市上野字小城前1097番 別紙位置図の通り

面積：1,354㎡

#### (3) 営農作物

野菜

栽培予定：夏季 ジャガイモ1,300㎡ 3,700kg

冬季 白菜500㎡ 4,000kg 大根500㎡ 4,000kg 人参300㎡ 1,500kg

#### (4) 農地所有者との調整状況

10aあたり30万円で、農地所有者と合意済。

#### (5) 農地等の所有権を取得することが農業経営を行うために必要な理由

当該規制の特例措置の適用を受けようとする者（以下「事業者」という。）は、当該地区の農地で野菜を生産し、運営している旅館やキャンプ場で提供するとともに、収穫体験農地としても活用するため、旅館に近接しているという又とない立地条件にある当該農地を取得することで、地区との協力関係に基づいて永続的に使用し、長期的・安定期に地域に根差した事業展開を図ることができる。

なお、旅館やキャンプ場の利用者数の増加や農産物直売所の売上額の増加に向け、農業生産や収穫体験等のサービスを安定的に継続するため、事業者として購入による取得を強く希望している。

また、当該土地の地権者は神戸市の方で、これまでは養父市内の農業法人がリース契約で営農をしていたが、農業法人の経営判断で、営農ができなくなったため、リース契約の合意解約を行った。（解約後は、地権者によって草刈り等の維持管理がされている。）地権者としてはリース契約であれば、法人・個人農家であっても経営判断によって解約を迫られる可能性があるとのことで、売却を希望している。

#### (6) 営農しようとする地域との調整状況について

事業者は、令和3年から養父市小城地区において旅館業をはじめており、同地区にお

いて新たに農業参入することとなる。小城地区における農地等の農業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が及ばないよう、令和5年6月21日に区長、農会長、水利組合長に事業説明を行い、地域の習慣等による事業者が担うべき役割（農地の共同作業等）及び水利調整等に関する地域との協力関係について協議・調整した。権利取得後は「畑」として利用するが、地域の習慣として、登記地目が「田」であれば、共同作業への参加や水利費の支払いは他の農業者と同じ基準であり、そのことを事業者は承諾している。その結果、関係者から事業者を農地の担い手として受け入れる意向が示された。小城地区においては現時点で地域計画は策定されていない（令和6年9月末策定見込み）が、今後、策定時には地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置づける者）に位置付けられる見込みである。

（土地所在地は養父市上野となっているが、関係地域は養父市小城）

## 5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において農地を取得し、当該農地で生産した野菜を運営している旅館やキャンプ場で提供するとともに、収穫体験農地としても活用する。

これにより、優良農地の休耕状態の解消とともに、旅館やキャンプ場利用者が自ら収穫した野菜を食べることができる新たなサービスを提供することで、利用者数の増加が見込まれる。また、当該事業者は市営の農産物直売所の指定管理者であり、取得予定農地で生産した野菜の販売を予定している。宿泊者に対して宣伝をすることで販売量の増加が見込まれるとともに、当該農産物直売所の売上額の増加に繋がるものである。